

不用品は『納得』してから 売却しましょう！

◆事例◆

自宅に訪問買取業者が来たが、着物・家具などを見せたが、目もくれず、「貴金属はないか」と聞かれ、見せると安い値段で買い取られた。

◆アドバイス◆

●業者による「訪問買取」の飛込み営業は、「特定商取引法」で禁止されています。業者は、**事前に電話等で訪問することを承諾を得た場合のみ**訪問することができます。

●**事前に承諾を得ていない物品の買取も同法律で禁止**されています。例えば、「靴」の買取ならOKと承諾して訪問してきたのに、「貴金属」等の買取をする場合です。

●「訪問買取」は、**契約書を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフ**できます。ただ、いったん物品を渡してしまうと、クーリング・オフができたとしても、返却してもらうのが難しい場合もあります。

●クーリング・オフ期間内は、買取るものを業者に渡すことを拒めます。

●できれば複数人で対応し、売りたいくないときは、毅然とした態度で断りましょう。

●契約などで困ったときは、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。



消費生活に関する相談は、『神戸市消費生活センター』へ

●場 所

神戸市中央区橋通3丁目4番1号
神戸市立総合福祉センター5階

☎ 188
(消費者ホットライン)

●相談時間 ※相談時間が変わりました！

月曜日～金曜日 9時～17時（来訪相談は16時30分まで）

土日祝日 10時～16時 ※独立行政法人国民生活センター（東京）
につながります。

- ・年末年始は相談を行っていません。
- ・携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。
- ・平日は、電話番号「078-371-1221」でもつながります。



考助 万が一くん